

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第34号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）
の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。